

令和7年 富士見町 条例

第 21 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

富士見町長 渡 辺 葉

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年富士見町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)とする」を「一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年富士見町条例第8号)の適用を受ける職員の例による」に改める。

第3条中「(昭和30年富士見町条例第8号)」を削る。

第4条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる」を「富士見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富士見町条例第26号)の適用を受ける会計年度任用職員の例による」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「(令和元年富士見町条例第26号)」を削り、「規定を準用する」を「適用を受ける会計年度任用職員の例による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。